

# 滑川町建築物耐震改修促進計画

[令和 8 年度～令和 12 年度]

令和7年度

滑 川 町

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1	計画の概要	1
2	滑川町の被害想定及び他計画との関連性	4
3	計画期間	6
4	対象建築物	7
<b>第2章</b>	<b>建築物の耐震化の現状と今後の目標</b>	<b>9</b>
1	住宅の耐震化の現状と目標設定	9
2	多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標設定	11
<b>第3章</b>	<b>建築物の耐震化の促進に関する施策</b>	<b>15</b>
1	耐震化の促進に向けた取組方針	15
2	具体的な施策	17
<b>第4章</b>	<b>計画を推進するための体制</b>	<b>20</b>
<b>資 料</b>		
	用語の説明	21

# 1章 はじめに

## 第一章

### 1 計画の概要

#### (1) 計画の目的

「滑川町建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものです。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的としています。

#### (2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は下表のとおりです。

表1 本計画策定までの主な経過

年 月	経 過	備 考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	最大震度7 死者・行方不明者 6,437 人 住宅全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟、 一部破損 390,506 棟 （内閣府HP災害情報より） 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 （以下「国の基本方針」という）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 県有 100%、市町村有 99%、民間 90%
平成22年3月	滑川町建築物耐震改修促進計画	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 町有 100%、民間 100%

平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者 19,729人、行方不明者 2,559人 住宅全壊 121,996 棟、半壊 282,941 棟、 一部破損 748,461 棟 (内閣府HP災害情報より)
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本 計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物 の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解 消とする目標を明示
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は100%耐震化済(移転解体等計画が決定し たもの含む))
平成28年4月	熊本地震	最大震度7(2回記録) 死者 273人 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟 (内閣府HP災害情報より) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築さ れた住宅にも倒壊被害が発生
平成30年3月	滑川町建築物耐震改修促進計画 改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 町有 100%、民間 100%
平成30年6月	大阪府北部地震	最大震度6弱 死者 4人(うちブロック塀崩落により2人死亡) 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府HP災害情報より)
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対 象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について 診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強 化

令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和3年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 改定	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物 おおむね解消 多数の者が利用する建築物 国・市町村有 100%、民間 おおむね解消 (県有は100%耐震化済)
令和3年12月	国の基本方針の改正	令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和7年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和6年1月	能登半島地震	最大震度7 死者698人 住宅全壊6,537棟、半壊23,703棟、 一部破損135,298棟 (内閣府HP災害情報より) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和7年7月	国の基本方針の改正	令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示

## 2 滑川町の被害想定及び他計画との関連性

### (1) 滑川町の地震被害想定（埼玉県地震被害想定調査より）

県が最近の学術的な知見や耐震化などの防災環境に応じて実施している「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（以下、県調査という。）」では、以下の5つの地震を想定して建物、人的、ライフライン等の被害想定を示しています。

なかでも、被害想定調査実施時点（平成26年3月）において、30年以内の発生確率が70%とされる東京湾北部地震においては、建物の全壊が約13,000棟、半壊が43,000棟、死者・負傷者数が約8,000人、一週間後の避難者が約54,000人と想定しています。

表2 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	海溝型地震	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率：70%
茨城県南部地震	7.3		
元禄型関東地震	8.2		
関東平野北西縁断層帯地震 (深谷断層・綾瀬川断層)	8.1	活断層型地震	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0.008%以下
立川断層帯地震	7.4		

出典：埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）

図1 想定地震の断層位置図



出典：埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）

これらの地震による滑川町（以下「本町」という。）の被害想定結果は次のとおりです。想定された地震のうち、特に本町における影響が大きいものは「関東平野北西縁断層帯地震」であり、破壊開始点が南の場合で建物の全壊数は393棟、半壊数は794棟となっています。

表3 県の地震被害予測結果における本町の被害想定

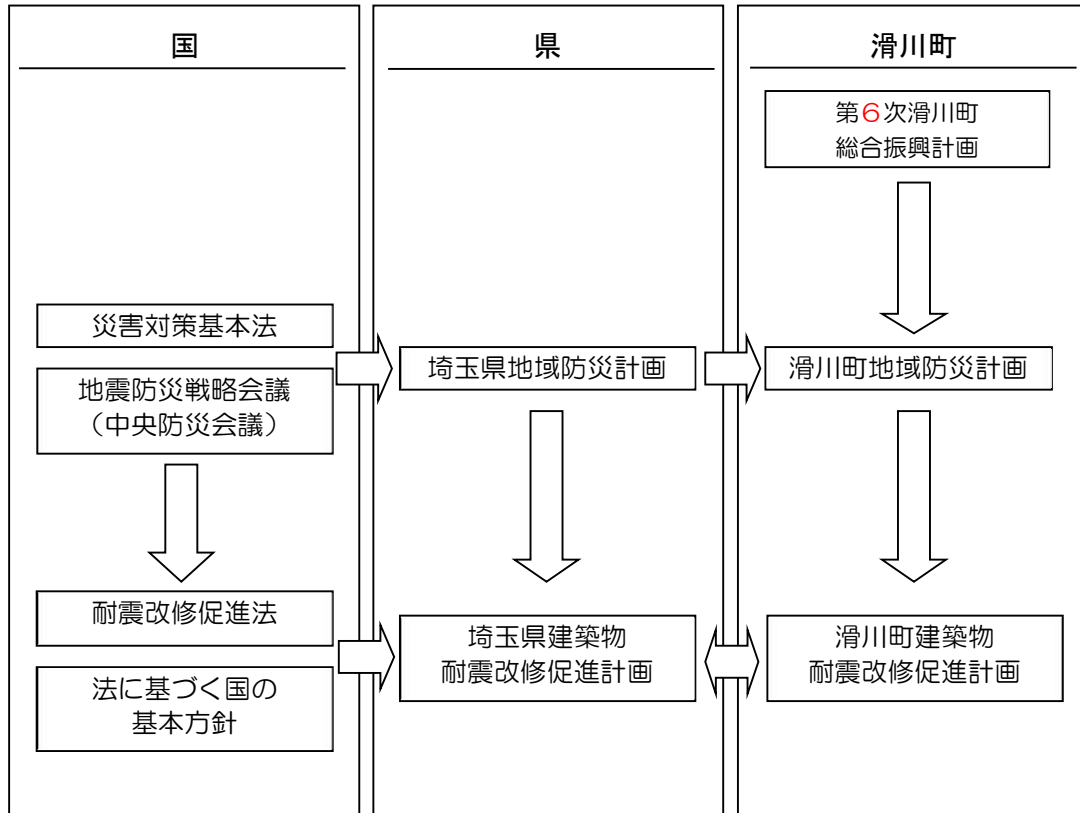
大項目	小項目	条件	被害内容	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
							北	中央	南	北	南	
揺れ	最大震度			5弱	5弱	5弱	6強	6強	6強	5強	5強	
建物	木造		全壊数(棟)	0	0	0	282	258	374	0	0	
			半壊数(棟)	0	0	0	660	659	733	0	0	
	非木造		全壊数(棟)	0	0	0	16	15	19	0	0	
			半壊数(棟)	0	0	0	52	50	61	0	0	
	全建物		全壊数(棟)	0	0	0	298	273	393	0	0	
			半壊数(棟)	0	0	0	712	709	794	0	0	
火災		冬18時	炎上出火数	0	0	0	2	2.3	2.5	0	0	
			焼失数(棟)	0	0	0	52	55	57	1	1	
			焼失率(%)	0	0	0	0.54	0.58	0.59	0.01	0.01	
人的被害	建物・火災等による死者	冬18時	建物倒壊	0	0	0	14	13	19	0	0	
			ブロック塀等	0	0	0	0	0	0	0	0	
			火災	0	0	0	0	0	0	0	0	
			合計	0	0	0	14	13	19	0	0	
	死傷者	夏12時		死者	0	0	0	10	9	14	0	0
				負傷者	0	0	0	94	91	111	0	0
				うち重傷者	0	0	0	13	12	17	0	0
		冬5時		死者	0	0	0	21	19	27	0	0
				負傷者	0	0	0	151	147	178	0	0
				うち重傷者	0	0	0	25	23	33	0	0
		冬18時		死者	0	0	0	15	13	19	0	0
				負傷者	0	0	0	104	101	121	0	0
				うち重傷者	0	0	0	16	15	21	0	0
	避難者	夏12時		1日後	1	0	0	1,097	1,031	1,392	1	2
				1週間後	1	0	0	1,892	1,859	2,127	1	2
				1ヶ月後	1	0	0	2,924	2,845	2,915	1	2
		冬18時		1日後	1	0	1	1,203	1,143	1,505	2	3
				1週間後	1	0	1	1,992	1,966	2,235	2	3
				1ヶ月後	1	0	1	3,018	2,945	3,017	2	3
	帰宅困難者	夏12時	合計	2,324	806	2,113	2,714	2,714	2,714	2,613	2,571	
		冬18時	合計	1,413	490	1,285	1,651	1,651	1,651	1,589	1,563	
ライフライン	上水道		被害箇所数	0	0	0	54	61	47	0	0	
			断水人口	0	0	0	11,843	12,344	11,248	0	0	
	下水道		被害延長(km)	3	0	2	9	10	10	4	4	
			機能支障人口	955	26	492	3,049	3,102	3,141	1,257	1,407	
	都市ガス		供給停止件数	0	0	0	4	4	4	0	0	
			供給停止率(%)	0	0	0	100	100	100	0	0	
	電力	地震直後		停電世帯数	0	0	0	6,186	6,186	6,186	0	0
				停電率(%)	0	0	0	100	100	100	0	0
		1日後		停電世帯数	0	0	0	1,161	1,067	1,524	1	0
				停電率(%)	0	0	0	18.76	17.24	24.63	0.01	0.01
	電話			不通回線数	0	0	0	37	37	47	0	0
				不通率(%)	0	0	0	0.86	0.85	1.1	0.01	0.01

出典：埼玉県地震被害想定調査(平成26年3月)

## (2) 他計画との関連

本計画は、「埼玉県建築物耐震改修促進計画」（以下「県耐震改修促進計画」という。）や「滑川町地域防災計画（令和8年3月）」を踏まえて、耐震改修促進法に基づき、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。また、「第6次滑川町総合振興計画」などの本町の関連計画についても整合性を図ります。

図2 耐震改修促進計画の位置づけ

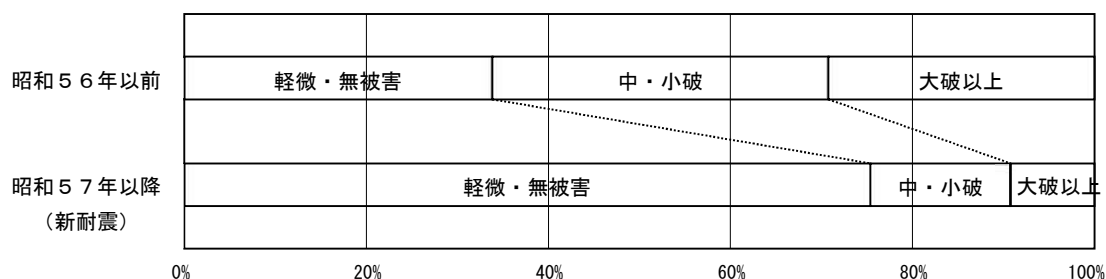


## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。なお、今後の情勢変化や事業進捗に応じて、計画内容を検証し、適宜、目標や内容を見直すこととします。

## 4 対象建築物

昭和53年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準の抜本的な見直しを含む新しい建築基準法（以下、新耐震基準とする）が施行されました。阪神・淡路大震災において、軽微な被害及び被害が無かった建築物の建築年度ごとの割合が、昭和56年以前の建築物で全体の約34%であるのに対し、昭和57年以降の建築物では全体の約75%と、昭和57年以降の建築物の被害が少なかったことが明らかになっています。



出典：阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）

このことから、昭和57年以降に建てられた建築物は新耐震基準が適用されているため、耐震性があると想定します。

これを踏まえて、本計画の対象建築物は、原則として昭和56年以前に建てられた旧耐震基準が適用されている建築物を対象とします。ただし、昭和57年以降の建築物においても、老朽化による耐震性能の安全性を考慮し本計画の対象として含めます。

また、震災時における必要性や緊急性を考慮し、以下の建築物を優先的に耐震化を図る必要のある建築物とします。

表4 計画の対象建築物

種類	内容
住宅	居住世帯のある住宅
多数の者が利用する建築物	表5に掲げる用途及び規模に該当する建築物

表5 耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物一覧

用途分類	用途・種類	規模（階数、床面積の両方が 下記の規模以上のものが対象）	
		階数	床面積
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園（※）	2階	500㎡
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階	1,000㎡
	学校（小学校等以外の学校）	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園（※）	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 （不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	3階	1,000㎡
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階	1,000㎡
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	3階	1,000㎡

※ 本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じていずれかの用途に分類している

## 第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

### 1 住宅の耐震化の現状と目標設定

町内の住宅における耐震化率の状況を算出し、住宅・土地統計調査による「年間建替戸数」による自然更新状況を設定し、耐震化率の目標設定を行いました。

これにより住宅の耐震化の現状は、住宅総数約7,630戸のうち耐震性のある住宅が約6,350戸で、耐震化率は83%となります。

なお、県耐震改修促進計画では住宅の目標耐震化率を95%としており、本町においても当該計画との整合性を図り、令和12年度（2030年度）における住宅の目標耐震化率を95%に設定します。

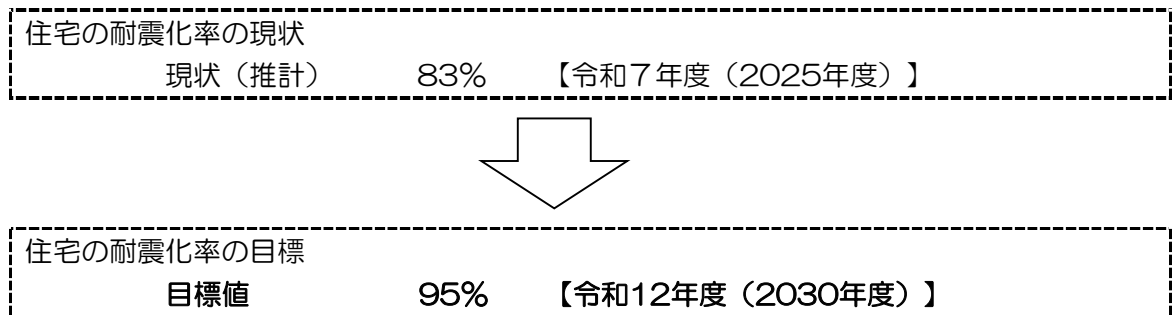


表6 住宅の耐震化率の現状と自然更新による見込み

	昭和56年までの旧耐震基準の住宅		昭和57年以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率 (%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a(b+c)	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
令和2年度	1,599	1,348	251	5,745	7,344	82%
令和7年度	1,521	1,280	241	6,109	7,630	83%
令和12年度	1,446	1,110	336	7,465	8,911	88%

（単位：戸）

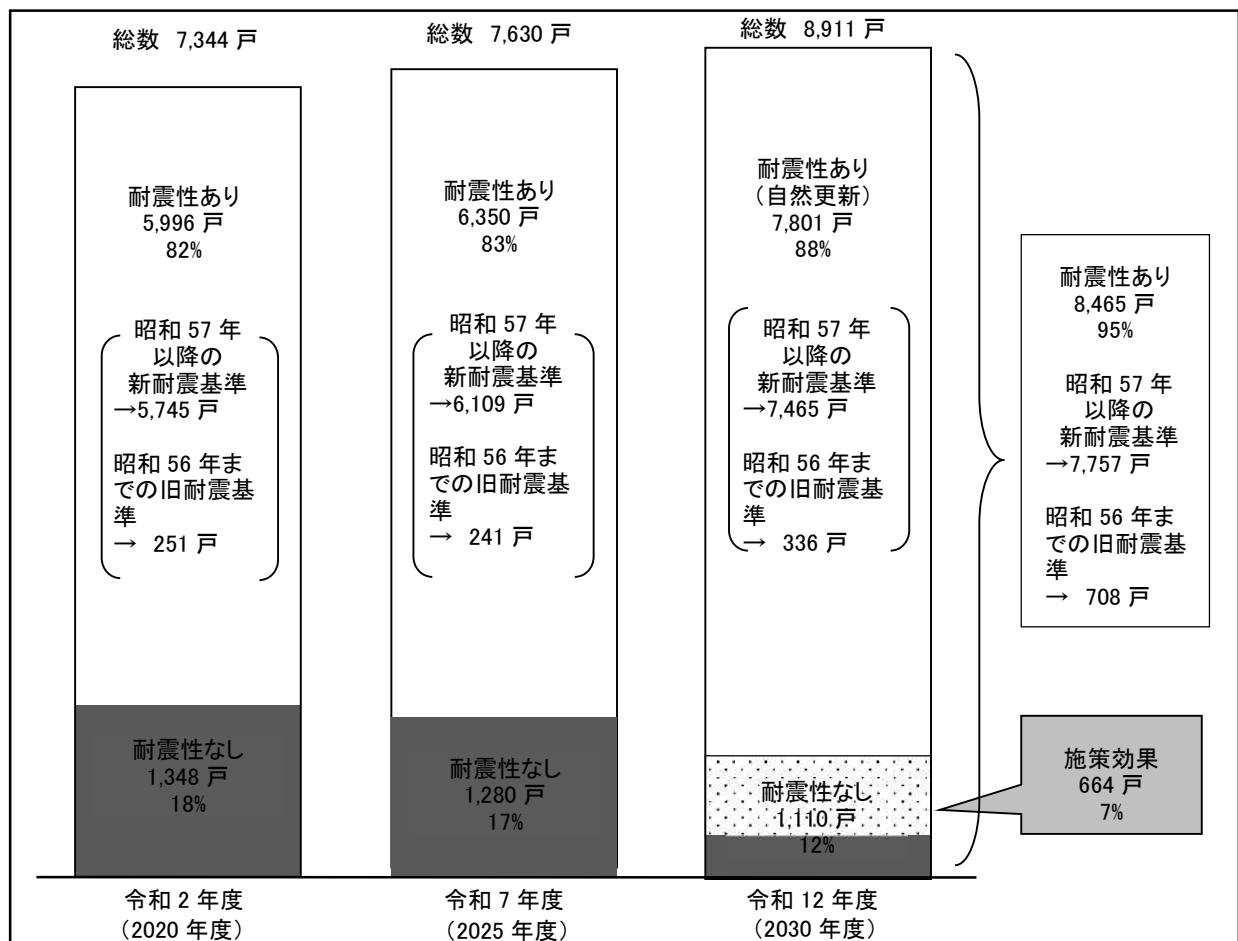
※「耐震性あり」の戸数は、住宅・土地統計調査における埼玉県数値の「耐震工事をした」と答えた戸数（またはその推計戸数）

令和12年度（2030年度）までに耐震改修が必要な戸数を推定するために、令和12年度（2030年度）における本町の住宅総数を、本町の将来推計人口及び平均世帯人員の将来推計値から将来推計世帯数を算出することにより求めました。

住宅の耐震改修及び建て替えの実績による傾向（以下「自然更新」という。）から予測される耐震化率の推移は、表6及び次頁の図のとおりであり、令和12年度（2030年度）における耐震性ありの戸数は、約7,800戸と推計されます。

このことから、令和12年度（2030年度）の目標耐震化率を達成するためには、自然更新だけでは不十分であり、町が実施する各種施策効果により約664戸の住宅の耐震化を図る必要があります。

図3 耐震化の推移 ～自然更新による見込みと施策効果～



## 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標設定

### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（法第 14 条第 1 号）

本町における、町有及び民間建築物を合わせて多数の者が利用する建築物は46棟あり、耐震化されている建築物は44棟のため、現状の耐震化率は95%となっています。

これを所有別にみると、町有建築物では耐震化の現状は90%であり、民間建築物の耐震化の現状は97%となります。

表 7 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（法第 14 条第 1 号）

	昭和 56 年までの旧耐震基準の建築物		昭和 57 年以降 の新耐震 基準の建築物	計	耐震化率 (%)	
		耐震性なし				耐震性あり
	a(b+c)	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	4	0	4	5	9	100%
病院・診療所	1	0	1	3	4	100%
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100%
賃貸住宅等	0	0	0	5	5	100%
社会福祉施設等	0	0	0	2	2	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他	2	2	0	21	23	91%
<b>合計</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>38</b>	<b>46</b>	<b>95%</b>

(単位：棟)

※ 旧基準の建築物のうち耐震診断を行っていない建築物等は、「耐震性なし」とした。

表 8 町有建築物の耐震化の現状（多数の者が利用する建築物）（法第 14 条第 1 号）

	昭和 56 年までの旧耐震基準の建築物			昭和 57 年以降 の新耐震 基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	a(b+c)	耐震性なし	耐震性あり			
		b	c			
	a(b+c)	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	4	0	4	5	9	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	—	—	—	—	—	—
社会福祉施設等	—	—	—	—	—	—
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他	1	1	0	0	1	0%
<b>合計</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>90%</b>

（単位：棟）

表 9 民間建築物の耐震化の現状（多数の者が利用する建築物）（法第 14 条第 1 号）

	昭和 56 年までの旧耐震基準の建築物			昭和 57 年以降 の新耐震 基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	a(b+c)	耐震性なし	耐震性あり			
		b	c			
	a(b+c)	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	—	—	—	—	—	—
病院・診療所	1	0	1	3	4	100%
劇場・集会場等	—	—	—	—	—	—
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100%
賃貸住宅等	0	0	0	5	5	100%
社会福祉施設等	0	0	0	2	2	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	1	1	0	21	22	95%
<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>33</b>	<b>35</b>	<b>97%</b>

（単位：棟）

※旧基準の建築物のうち耐震診断を行っていない建築物等は、「耐震性なし」とした。

## (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

本町における、多数の者が利用する建築物の令和12年度（2030年度）における目標耐震化率を、100%とします。

表 10 多数の者が利用する建築物の令和 12 年度（2030 年度）の耐震化率の目標

町有建築物 及び 民間建築物	現状耐震化率  (%)	用途別  目標耐震化率  (%)
学校	100%（達成済み）	—
病院・診療所	100%（達成済み）	—
劇場・集会場等	—	—
店舗	—	—
ホテル・旅館等	100%（達成済み）	—
賃貸住宅等	100%（達成済み）	—
社会福祉施設等	100%（達成済み）	—
消防庁舎	—	—
その他一般庁舎	100%（達成済み）	—
その他	91%	100%
<b>全体</b>	<b>95%</b>	<b>100%</b>

① 町有建築物（多数の者が利用する建築物）

町有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。

このため、令和12年度（2030年度）における目標耐震化率は100%とします。

表 11 町有建築物の令和 12 年度（2030 年度）の耐震化率の目標

町有建築物	現状耐震化率 (%)	用途別 目標耐震化率 (%)
学校	100%（達成済み）	—
病院・診療所	—	—
劇場・集会場等	—	—
店舗	—	—
ホテル・旅館等	—	—
賃貸住宅等	—	—
社会福祉施設等	—	—
消防庁舎	—	—
その他一般庁舎	100%（達成済み）	—
その他	0%	100%
全体	90%	100%

② 民間建築物（多数の者が利用する建築物）

民間建築物の令和12年度（2030年度）における目標耐震化率は100%とします。

表 12 民間建築物の令和 12 年度（2030 年度）の耐震化率の目標

民間建築物	現状耐震化率 (%)	用途別 目標耐震化率 (%)
学校	—	—
病院・診療所	100%（達成済み）	—
劇場・集会場等	—	—
店舗	—	—
ホテル・旅館等	100%（達成済み）	—
賃貸住宅等	100%（達成済み）	—
社会福祉施設等	100%（達成済み）	—
消防庁舎	—	—
その他一般庁舎	—	—
その他	95%	100%
全体	97%	100%

### 第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

#### 1 耐震化の促進に向けた取組方針

##### (1) 住宅の耐震診断及び耐震改修に関する方針

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて震災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられます。

このため、本町は、住宅については所有者等の意識の啓発や情報提供を中心に、県と連携を図りながら、住宅の耐震化の推進に努めます。

##### (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する方針

町有建築物である学校は震災時に避難場所等として活用され、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行なわれるなど、多くの建築物が応急活動の拠点として活用されます。

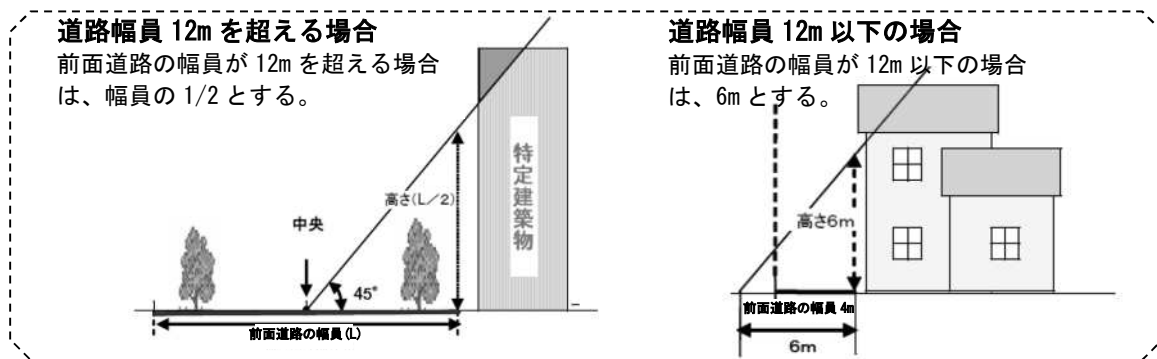
このため、震災時の避難・拠点施設等としての機能確保の観点からも、町有建築物には耐震性確保が求められており、積極的に建築物の耐震化の促進に取り組むものとしします。

民間建築物は、多くの町民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が発生した場合には大きな被害が想定されるものです。そのため、耐震診断及び耐震改修に係る補助制度の周知など必要な情報の提供に努め、民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組むものとしします。なお、本町は県と連携をしながら、耐震化が必要な建築物に対する勧告等を行い、耐震化の促進に努めるものとしします。

##### (3) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に関する方針

本町は県と連携しながら、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化の促進に努めるものとしします。

図4 道路を閉塞するおそれのある建築物

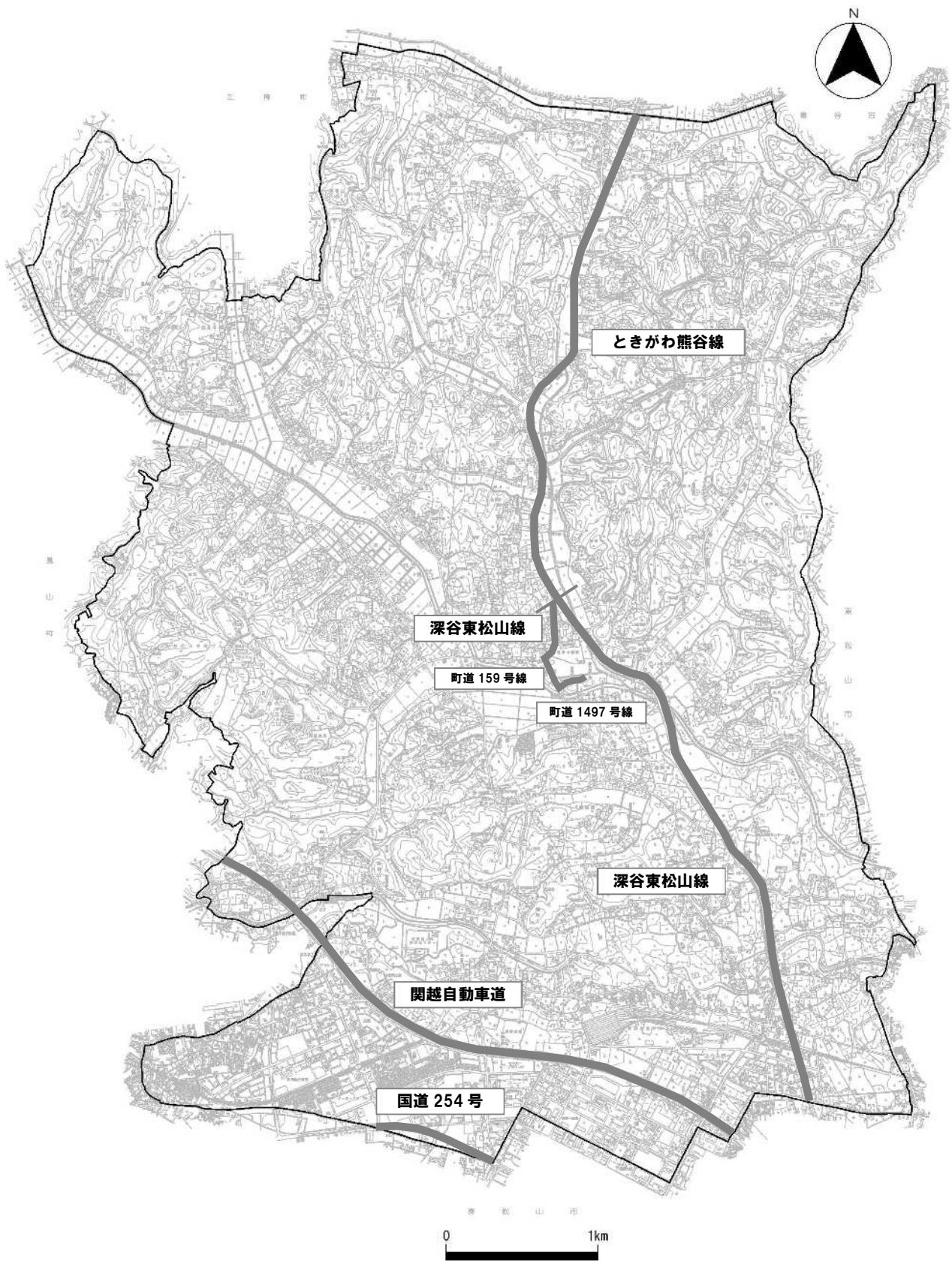


定況表13 埼玉県地域防災計画で定める緊急輸送道路（町内分）

No.	管理者	道路種別	路線名	延長 (km)
1	東日本高速	高速	関越自動車道	3.6
2	埼玉県	補国	国道254号	0.9
3	埼玉県	主要	深谷東松山線	4.4
4	埼玉県	一般	ときがわ熊谷線	3.4
5	滑川町	市町村	町道1497号線	0.2
6	滑川町	市町村	町道159号線	0.2
計				12.7

※道路の管理者、道路種別及び路線名は令和7年7月現在

図5 本町における地震発生時に通行を確保すべき道路



## 2 具体的な施策

### (1) 建築物所有者に対する耐震診断及び耐震改修の費用負担の軽減等

#### ① 無料簡易耐震診断

県では、県土整備事務所内の建築安全センター（滑川町の場合は、川越建築安全センター）が行う木造住宅（プレハブ住宅を除く）の無料簡易診断を実施しており、耐震診断を行う際に改修工事等の情報提供を行っています。

本町では、当制度の周知に関する協力を行います。

#### ② 「滑川町耐震・住宅リフォーム補助金」

本町では、町内業者により住宅の耐震改修工事及び住宅リフォームをされる方に対して、毎年度の予算の範囲内において補助金の交付を行っています。耐震改修工事については、耐震診断結果に基づいた改修工事とし、耐震診断に要した費用を含め予算の範囲内において補助金を交付します。

#### ③ 「埼玉県建築物耐震改修等事業」

県では建築物の耐震化を促進するため、民間建築物（多数のものが利用する建築物）を対象とした補助制度（埼玉県建築物耐震改修等事業）を実施しており、本町は当制度の周知に関する協力を行います。

#### ④ 融資制度の活用

独立行政法人住宅金融支援機構は、耐震改修工事又は耐震補強工事に関する融資制度を実施しております。

本町では、当制度の周知に関する協力を行います。

#### ⑤ 耐震改修に関する税の特例措置

住宅の耐震改修に関する所得税、固定資産税の特例措置や住宅ローン減税を設けています。

本町では、税の特例措置の周知に関する協力を行います。

### (2) 耐震診断及び耐震改修の必要性の周知を目的とした啓発及び知識の普及等

#### ① 滑川町地震ハザードマップ

本町は、平成21年度に作成した「滑川町地震ハザードマップ」を公表及び配布することで、想定される地震による、地震の揺れやすさ、建築物の倒壊の危険性及び液状化の危険性の予測などの情報を町民等に提供してきました。引き続き地震災害における建築物の耐震化の必要性について啓発を行うものとしします。

#### ② 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

県耐震改修促進計画において、県及び所管行政庁12市は、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化に取り組み、これらの建築物の所有者等に対し、耐震化実施に向けた働きかけを積極的に行い、また、必要に応じて耐震化に関する補助制度等を設け、所有者の費用負担の軽減を図るように努めるとしています。なお特に重要となる高速道路、国道及び県道のうち主に4車線以上の23路線沿道にある、倒壊によって道路を閉塞する恐れのある建築物については重点的な対策を図ることとしています。

### ③ 情報提供の充実及び相談体制の整備

本町は、県と連携して、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため、次の事項に関する情報提供を行います。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要
- ・税制措置等
- ・その他の地震対策情報

### ④ パンフレットの配布

本町は、本計画で定めた目標・施策等の解説や耐震化を呼びかける「滑川町地震ハザードマップ」を平成21年度に作成し町民へ配布してきました。引き続き町民へ配布するとともに、本町のホームページにも掲載して知識の普及・啓発に努めます。

また、地震に対する備えの重要性や建築物の安全性確保の必要性等について、本町の広報等を通じた町民への周知を図ります。

### ⑤ セミナー及び講習会情報の情報提供

本町は、県が実施する耐震化の重要性及び必要性について普及啓発活動を実施する各種イベントの周知を行うとともに、必要に応じて県による耐震予防に関する出前講座を招致します。

### ⑥ リフォーム時における耐震改修の普及

本町は、建築物の所有者等に対し、県で実施している「住宅リフォーム工事検査制度」の活用や、町が創設した耐震診断及び耐震改修の助成制度とあわせて利用できるよう、建築物のリフォーム時にあわせた耐震診断及び耐震改修を支援します。

### ⑦ 「住宅リフォーム工事検査制度」

リフォーム工事契約に伴う消費者被害を防ぎ、また、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整備する必要があります。

県では、平成19年3月に「住宅リフォーム工事検査制度」を開始しました。建築士などの専門知識を持つ第三者が、リフォーム工事が適正に行われているかを検査します。

### ⑧ 耐震サポーター登録制度の周知

県では、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けています。

本町では、当制度の情報提供を行い、耐震診断の実施を促していきます。

### ⑨ 自治会等との連携

耐震化の促進は、住宅及び建築物の所有者等が自主的、積極的に取り組む必要があるが、建築物の倒壊や火災等による二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことが重要です。

そのため、自治会等から耐震促進の啓発についての説明会の開催依頼があれば、県による耐震予防に関する出前講座の利用などにより積極的に対応を図るものとします。

#### ⑩ 新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震及び令和6年1月に発生した能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認されました。

このことから、本町は県と連携して必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への耐震対策の促進に努めます。

#### ⑪ エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、埼玉県を含む全国20都道県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認されました。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要します。町及び県はエレベーター等が設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策の必要性等について情報提供を行います。

#### ⑫ ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられます。

これらのブロック塀等の安全性向上のための啓発に取り組みます。

#### ⑬ 耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられます。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用の促進に努めます。

#### ⑭ 家具の転倒防止対策

県では、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すためのリーフレットを作成、配布し、防災意識の普及啓発を図っています。

また、「家具固定サポーター登録制度」を設け、家具固定化の取組を支援しています。本町はこれらの情報提供に関する協力を行います。

#### ⑮ 地震保険の加入促進に資する普及啓発

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るために、地震保険の活用は大変効果がある。令和6年度の地震保険の世帯加入率は、全国平均で約35.4%、埼玉県の世帯加入率が約33.7%となっています。

本町は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努めます。

## 4章 計画を推進するための体制

本町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図ります。

表 14 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数 75（令和7年4月1日時点）

県	埼玉県
---	-----

市町村 63市町村				
さいたま市	鴻巣市	北本市	毛呂山町	美里町
川越市	深谷市	八潮市	越生町	神川町
熊谷市	上尾市	富士見市	滑川町	上里町
川口市	草加市	三郷市	嵐山町	寄居町
行田市	越谷市	蓮田市	小川町	宮代町
秩父市	蕨市	坂戸市	川島町	杉戸町
所沢市	戸田市	幸手市	吉見町	松伏町
飯能市	入間市	鶴ヶ島市	鳩山町	
加須市	朝霞市	日高市	ときがわ町	
本庄市	志木市	吉川市	横瀬町	
東松山市	和光市	ふじみ野市	皆野町	
春日部市	新座市	白岡市	長瀬町	
狭山市	桶川市	伊奈町	小鹿野町	
羽生市	久喜市	三芳町	東秩父村	

建築関係団体 11団体	
一般社団法人埼玉建築士会	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
一般財団法人埼玉県建築安全協会	一般社団法人埼玉建築設計監理協会
一般社団法人埼玉県建設業協会	埼玉土建一般労働組合
公益財団法人埼玉県住宅センター	埼玉県住まいづくり協議会
建設埼玉	一般社団法人日本建築構造技術者協会
一般財団法人さいたま住宅検査センター	関東甲信越支部 埼玉サテライト（JSCA埼玉）

# 資 料

## 【用語の説明】

(五十音順)

### 【建築物の耐震改修の促進に関する法律】

阪神・淡路大震災後、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行されました。

### 【埼玉県地震被害想定調査】

今回5回目となる「埼玉県地震被害想定調査」では、東日本大震災の経験を踏まえ、平成24・25年度に埼玉県が県内で想定される地震が発生した際の市町村別死者数、負傷者数、建築物の全壊・半壊などの被害想定を行いました。

### 【住宅リフォーム工事検査制度】

平成19年3月に創設された埼玉県の制度で、建築士などの専門知識を持つ第三者が、リフォーム工事が適正に行われているかを検査する制度です。

### 【耐震改修】

地震に対する安全性の向上を目的として行われる、現行の耐震基準に適合しない建築物の改修工事をいいます。

### 【耐震化率】

建築物総数に対して、現行の耐震基準に適合している建築物の棟数の割合です。  
耐震化率を高めることで、地震時の被害を最小限に抑えることができます。

### 【耐震診断】

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価するものです。

### 【滑川町地震ハザードマップ】

想定される地震による、町内における地震の揺れやすさや建築物の倒壊の危険性などの予測を地図上に図示し、町が公表するものです。

### 【M（マグニチュード）】

地震のエネルギー規模を示す値のことで、マグニチュード7（M7）以上が「大地震」とされています。

### 【リフォーム】

雨漏りなどの修繕、外壁の改修、内装の張替え、住宅設備（キッチン、浴室などの水まわり）の取り替えなどの改修工事をいいます。

滑川町建築物耐震改修促進計画

平成 22 年 3 月 策定

平成 30 年 3 月 改定

令和 4 年 3 月 改定

令和 8 年 3 月 改定

滑川町 建設課